

経済産業省

20240719保局第1号

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年8月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）の一部を改正する規程

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20161005商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)
(20161005商局第1号)の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出(報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係)</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出(略)</p> <p>一 ~四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「<u>微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(課電自然循環洗浄法)</u>」(平成27年3月31日。以下「<u>課電自然循環洗浄手順書</u>」という。)1.(2)又は「<u>微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法)</u>」(令和6年8月30日。以下「<u>脱塩素化分解・洗浄手順書</u>」という。)1.(3)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法又は脱塩素化分解・洗浄法による<u>洗浄処理</u>(以下「<u>課電洗浄</u>」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出(略)</p> <p>一 ~四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、<u>課電洗浄手順書</u>1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電洗浄を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>6. ~8. (略)</p>	<p>I. (略)</p> <p>II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出(報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係)</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の届出事項に変更があった場合の変更届出(略)</p> <p>一 ~四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、「<u>微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書</u>」(平成27年3月31日。以下「<u>課電洗浄手順書</u>」という。)1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「<u>課電洗浄</u>」という。)を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止した場合の廃止届出(略)</p> <p>一 ~四 (略)</p> <p>なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等のうち、<u>課電洗浄手順書</u>1.(2)で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について課電洗浄を完了したものの届出については、下記9.を参照のこと。</p> <p>6. ~8. (略)</p>
<p>9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出</p> <p>上記3.の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、<u>課電自然循環洗浄手順書の図1又は脱塩素化分解・洗浄手順書の図2</u>に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。</p> <p>(1)(A)の工程において廃止届出を行う場合</p> <p>低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位(以下「<u>未洗浄の洗浄可能部位</u>」という。)、<u>課電自然循環洗浄手順書及び脱塩素化分解・洗浄手順書の1.(1)</u>で定める濃度超過部位(以下単に「<u>濃度超過部位</u>」という。)及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位(以下「<u>未測定</u>の部位」という。)がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。</p>	<p>9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出</p> <p>上記3.の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、<u>課電洗浄手順書の図1-1</u>に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。</p> <p>(1)(A)の工程において廃止届出を行う場合</p> <p>低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位(以下「<u>未洗浄の洗浄可能部位</u>」という。)、<u>課電洗浄手順書の1.(1)</u>で定める濃度超過部位(以下単に「<u>濃度超過部位</u>」という。)及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位(以下「<u>未測定</u>の部位」という。)がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。</p>

と。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、課電自然循環洗浄手順書3.(1)に規定する課電自然循環洗浄実施報告書又は脱塩素化分解・洗浄手順書3.(1)に規定する脱塩素化分解・洗浄実施報告書(以下、「洗浄実施報告書等」という。)及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、洗浄実施報告書等の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。
- 二 廃止理由として、「PCB洗浄」を選択すること。
- 三 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 電気工作物等としての継続使用の有無
 - ロ 洗浄の方法及び結果については、課電自然循環洗浄手順書又は脱塩素化分解・洗浄手順書に従って洗浄実施報告書等のとおり洗浄した旨
- 四 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(2)(B)の工程において変更届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定部位がある場合には、変更届出を行うこと。また、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつては、各部位について課電洗浄を完了するごとに、変更届出を行うこと。また、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、変更届出を行うこと。

変更届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。変更届出書には、課電自然循環洗浄手順書又は脱塩素化分解・洗浄手順書3.(1)に規定する洗浄実施報告書等及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、洗浄実施報告書等の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
- 二 変更後の欄には、次に掲げる事項を記載すること。その際、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつて

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、課電洗浄手順書3.(1)に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。
- 二 廃止理由として、「PCB洗浄」を選択すること。
- 三 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 電気工作物等としての継続使用の有無
 - ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨
- 四 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(2)(B)の工程において変更届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定部位がある場合には、変更届出を行うこと。また、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつては、各部位について課電洗浄を完了するごとに、変更届出を行うこと。また、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、変更届出を行うこと。

変更届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。変更届出書には、課電洗浄手順書3.(1)に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通(ただし、原子力発電所に属するものである場合にあつては、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通)を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
- 二 変更後の欄には、次に掲げる事項を記載すること。その際、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつて

<p>は、変更届出書の変更前の欄に、前回の変更届出書において変更後の欄に記載したものを転記し、比較できるようにすること。ただし、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定の一部において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、下記のイ及びロに係る記載を要せず、下記のハについては、該当する部位の名称及びポリ塩化ビフェニルの濃度を記載すること。</p> <p>イ 「一部PCB洗浄」</p> <p>ロ 洗浄の方法及び結果については、<u>課電自然循環洗浄手順書又は脱塩素化分解・洗浄手順書</u>に従って<u>洗浄実施報告書</u>等のとおり洗浄した旨</p> <p>ハ 課電洗浄が完了した洗浄可能部位（以下「洗浄済みの洗浄可能部位」という。）、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の部位の名称</p> <p>三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。</p> <p>(3) (C) の工程において廃止届出を行う場合</p> <p>上記(2)の変更届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、継続使用を止め廃止した場合には、廃止届出を行うこと。</p> <p>廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の全部又は一部の洗浄可能部位の課電洗浄の完了後に提出したすべての変更届出書の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合には、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届けた者に返却すること。</p> <p>廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。</p> <p>二 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。また、上記(2)に基づき提出した変更届出書の写しを添付すること。</p> <p>イ 洗浄の方法及び結果については、<u>課電自然循環洗浄手順書又は脱塩素化分解・洗浄手順書</u>に従って<u>洗浄実施報告書</u>等のとおり洗浄した旨</p> <p>ロ 洗浄済みの洗浄可能部位、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の部位の名称</p> <p>ハ 上記(2)に基づき提出した変更届出書の届出日</p> <p>三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。</p> <p>10.、11. (略)</p>	<p>は、変更届出書の変更前の欄に、前回の変更届出書において変更後の欄に記載したものを転記し、比較できるようにすること。ただし、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定の一部において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、下記のイ及びロに係る記載を要せず、下記のハについては、該当する部位の名称及びポリ塩化ビフェニルの濃度を記載すること。</p> <p>イ 「一部PCB洗浄」</p> <p>ロ 洗浄の方法及び結果については、<u>課電洗浄手順書</u>に従って<u>課電自然循環洗浄実施報告書</u>等のとおり洗浄した旨</p> <p>ハ 課電洗浄が完了した洗浄可能部位（以下「洗浄済みの洗浄可能部位」という。）、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の部位の名称</p> <p>三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。</p> <p>(3) (C) の工程において廃止届出を行う場合</p> <p>上記(2)の変更届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、継続使用を止め廃止した場合には、廃止届出を行うこと。</p> <p>廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の全部又は一部の洗浄可能部位の課電洗浄の完了後に提出したすべての変更届出書の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合には、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押印し、届けた者に返却すること。</p> <p>廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。</p> <p>一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。</p> <p>二 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。また、上記(2)に基づき提出した変更届出書の写しを添付すること。</p> <p>イ 洗浄の方法及び結果については、<u>課電洗浄手順書</u>に従って<u>課電自然循環洗浄実施報告書</u>等のとおり洗浄した旨</p> <p>ロ 洗浄済みの洗浄可能部位、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定の一部の部位の名称</p> <p>ハ 上記(2)に基づき提出した変更届出書の届出日</p> <p>三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。</p> <p>10.、11. (略)</p>
---	---